

平成17年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

| | | |
|------|--|-----|
| 開催日時 | 平成18年2月21日(火) 14:00~ | |
| 開催場所 | 徳島市役所6階 工事入札室 | |
| 出席者 | 委員会 井上委員長、長地委員長代理、鈴木委員、野村委員、平尾委員 徳島市 上野土木部監理課長 多積水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員 | |
| 審議案件 | 一般競争入札 | 1件 |
| | 公募型指名競争入札 | 1件 |
| | (通常)指名競争入札 | 11件 |
| | 随意契約 | 2件 |
| | 合計 | 15件 |

議事概要

| 委 員 | 徳 島 市 |
|---|--|
| 市発注工事に係る入札・契約手続の運用状況等について | |
| 平均落札率について、入札方式別の数字を示してほしい | 1 対象期間(17.4.1~17.9.30)の発注工事について 今すぐにはデータがないので、調査して回答する。 |
| 審議 1 <一般競争入札>市民病院新築工事その5(コージェネレーション) (病院部) | |
| 参加資格設定理由の根拠は何か。 参加申請数が少ない(6JV)のはなぜか。 極端に低い金額での応札があった場合はどうするのか。 調査基準価格はどうやって設定するのか。 | 特定建設工事等共同企業体(JV)取扱要綱別表に工事種別及び金額を当てはめて決定している。 県外業者と市内Aランク業者のJVなので、最大でも18組となる。JVを組むには普段の協力関係が必要なので、6組しかできなかったのだろう。発注側としては、十分門戸を広げていると考えている。 調査基準価格を定めて、低入札価格調査委員会で審査する。審査の結果、落札決定もありうる。 ほぼ工事原価と等しい。事後公表である。 |
| 審議 2 <公募型指名競争入札>徳島駅・西須賀線電線共同溝建設工事(6工区) (道路建設課) | |
| 地区内及び工事場所の中心から3km以内という条件で、16業者という数は妥当か。 WTO政府調達協定に該当するものはあるのか。 民事再生等を行った業者への指名はどうなっているのか。 | 指名業者選定運用基準により、工事金額に応じて最低指名業者数を定めている。今後、電子入札によりその数を1.5倍に増やす予定である。当該案件は電子入札対象案件なので、その計算によると15が最低指名業者数となる。 現在のところ、ほとんど該当する工事はない。 申立後に指名保留となるが、手続を完了して経営審査を受けると、指名保留は解除となる。 |

| | |
|--|---|
| <p>審議 3 <指名競争入札>下助任町5丁目下水管渠築造工事</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p> | |
| <p>こんな低額の工事で6社も同札くじになるのか。</p> <p>ランク付の根拠は何か。</p> <p>B・C・Dのランクで選定した理由は何か。</p> | <p>予定価格及び最低制限価格は事前公表している。工事内訳書の提出を求めているので、同札の理由は分らない。</p> <p>経審点数、客観点数、工事成績加算等の総合点数制により定めている。</p> <p>建設工事請負業者選定要綱別表2に設計金額を当てはめて行っている。</p> |
| <p>審議 4 <指名競争入札>津田中央ポンプ場ポンプ設備設置工事</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p> | |
| <p>県内に施工可能な業者はいないのか。</p> <p>再下請の承諾に関して、明確な基準及び文書での承諾が必要ではないのか。</p> <p>機械製作と設置を一体工事にできなかったのか。</p> | <p>機械の製作を県外大手企業が行っており、その設置工事であるため、県外大手とした。</p> <p>業者から説明と報告を受け、承諾している。基準については現在のところ定めていない。今後の検討課題と考えている。</p> <p>単年度では予算的に難しく、製作と設置で分離発注が可能であったため、2カ年に分けて発注した。</p> |
| <p>審議 5 <指名競争入札>住吉四丁目污水管渠築造工事(2工区)</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p> | |
| <p>元請業者は丸投げをしているのではないか。</p> <p>市単独工事については、市独自の基準を設けてもよいのではないか。</p> | <p>建設省時代には6割超の下請は明確に禁止されていたが、現在ではその基準はなくなっている。徳島市独自で国交省よりも厳しい基準を設けるのは難しいところがある。</p> <p>今後、導入を検討していきたい。</p> |
| <p>審議 6 <指名競争入札>南沖洲三丁目污水管渠築造工事</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p> | |
| <p>この8社を選定した理由は何か。</p> <p>なぜ県外業者なのか。</p> | <p>過去10年間に徳島市が同種工事を発注した実績のある全ての県外業者である。</p> <p>工事区間が長距離かつ地下10mの深部にマンホール設置、急傾斜部もあるなど、工事の難度が高く、県内業者では難しいため。</p> |
| <p>審議 7 <指名競争入札>不動5号線側溝修繕工事</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)</p> | |
| <p>行政区域内の業者ばかりか。</p> | <p>そうである。</p> |
| <p>審議 8 <指名競争入札>中島田団地量水器取替工事(1・2・3・4棟)</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p> | |
| <p>材料は支給か。</p> | <p>支給ではない。購入費込みの金額である。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>審議 9 <随意契約>葬斎場火葬設備改修工事</p> <p style="text-align: right;">(住民課)</p> | |
| <p>このような工事は何年毎くらいに行うのか。</p> <p>設置業者が改修しなければ金銭的に不利なのか。入札してみなければ分からないのではないか。</p> <p>随契理由だが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号には、操業停止ができない、特殊であるなどの理由を読み込むことが可能である。第6号よりこちらの方が近いのではないか。</p> | <p>今回は25年目、初めての改修である。ただし、火葬炉の特殊性から、耐火煉瓦は7、8年毎に簡易な改修を行っている。</p> <p>この業界は特殊であり、本市に登録のあるのはこの業者だけである。1社応札では入札が成立しない。</p> <p>今後検討していきたい。</p> |
| <p>審議 10 <指名競争入札>八万小学校耐震診断業務</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会総務課)</p> | |
| <p>これは国庫補助事業か。</p> <p>耐震診断業務の入札が7月にまとまって数件あるのはなぜか。</p> <p>この業者が4件落札しているが。</p> | <p>市単独事業だが、2年以内に耐震工事に着工すれば、工事は国庫補助となる。</p> <p>同日に全て入札を行った。現場が学校なので、夏休み期間に業務を行う必要があったためである。</p> <p>構造専門業者は徳島市に4社しか登録がない。よって、意匠建築コンサルタントも含め、建築コンサルタント登録業者を3グループに分け、各グループに5件ずつ入札を行った。この業者は、応札額が安かった。</p> |
| <p>審議 11 <指名競争入札>第4期拡張事業 応神系送水管布設工事(国府1工区)</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p> | |
| <p>この6社を選定したルールはあるのか。</p> <p>一般競争入札ではなく指名競争入札にした根拠は、地方自治法施行令第167条の何号によるものか。</p> <p>落札業者は丸投げを行っていないか。</p> | <p>耐震管工事が可能な業者であること、談合事件による指名停止業者が2社あったことなどから、この6社を選定した。</p> <p>後日回答する。</p> <p>適法な監理技術者を配置し、工事を行っている。</p> |
| <p>審議 12 <指名競争入札>第十浄水場2回線受電設備工事</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p> | |
| <p>指名競争入札に付する理由は、工事の性質のみであり、当該案件は決定的な理由に欠けると思うがどうか。</p> <p>分割はできなかったのか。</p> | <p>高圧電気設備であり、稼働しながらの施工ということで、施工能力の高い業者を登録業者から選定した。</p> <p>時間的な制約もあり、不可能だった。</p> |
| <p>審議 13 <指名競争入札>徳島市佐古七番町～南佐古六番町配水管布設替工事</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p> | |
| <p>行政地区による選定は行っているのか。</p> <p>工事区間を分割すれば、Cランクも選定できたのではないか。</p> | <p>行っていない。当該案件はAランク対象案件であるが、競争性を高めるため、Bランク業者4社を含めて選定した。</p> <p>交通規制を伴う工事であるため、2分割して2社が行うよりも、1社が総合的に監理をして施工した方が、周辺への影響も少ないと考え、1工区とした。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>審議 14 <随意契約>COD測定用UV計設置工事</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p> | |
| <p>随契理由について、審議案件9と同じ疑問がある。</p> <p>これは特殊な工事なのか。</p> | <p>同様に、今後検討していきたい。</p> <p>既存機の性能を向上させる工事であり、記録紙等の付属消耗品も純正品である必要がある。よって、既存機メーカーに随意契約する方が有利である。</p> |
| <p>審議 15 <指名競争入札>応神系送水管設計業務（不動1工区）</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p> | |
| <p>これはコンサルティング業務か。なぜ6社なのか。</p> | <p>コンサルティング業務である。水道に関する設計業務は、上水道、管路等細かい専門分野に分かれている。それぞれの業者に得意分野があり、当該案件は管路設計なので、その専門業者を選定した。</p> |
| <p>指名停止等の状況について</p> | |
| | <p>1 対象期間(17.4.1～17.9.30)の指名停止について</p> <p>36業者に対し、指名停止措置を行った。(監理課)</p> <p>12業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)</p> |